

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成17年8月25日(2005.8.25)

【公表番号】特表2005-506263(P2005-506263A)

【公表日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2005-009

【出願番号】特願2002-591221(P2002-591221)

【国際特許分類第7版】

C 0 4 B 26/02

B 2 9 C 43/02

C 0 4 B 14/04

C 0 4 B 14/16

C 0 4 B 14/18

C 0 4 B 14/24

C 0 4 B 16/04

C 0 4 B 18/16

C 0 4 B 18/20

C 0 4 B 18/22

C 0 4 B 26/12

E 0 4 F 13/14

E 0 4 F 15/08

// B 2 9 K 101:10

C 0 4 B 111:54

【F I】

C 0 4 B 26/02

B 2 9 C 43/02

C 0 4 B 14/04

Z

C 0 4 B 14/16

C 0 4 B 14/18

C 0 4 B 14/24

C 0 4 B 16/04

C 0 4 B 18/16

C 0 4 B 18/20

C 0 4 B 18/22

C 0 4 B 26/12

E 0 4 F 13/14 1 0 3 A

E 0 4 F 15/08 A

B 2 9 K 101:10

C 0 4 B 111:54

【手続補正書】

【提出日】平成16年1月15日(2004.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

異なった鉱物の集塊を使用してパネル、タイルなどを実現するプロセスであって、

- テラコッタまたは他の鉱物の微粒または粉末がミキサ4の中でバイコンポーネントまたは熱硬化樹脂と混合され、

- 前記混合物が所望の厚さを有する集塊層11を形成するように、投与手段9によって、側面を有する平らな支持体12の上に展延され、

- 前記集塊層11をプレス13の加熱された型の間に挿入し、

- 前記集塊層11を加熱および圧力の同時効果にさらして樹脂の重合を実現し、前記集塊層11をパネルまたは類似品に固め、強化することを特徴とするプロセス。

#### 【請求項2】

表面部分14とベース部15を含むように集塊層11を展延し、表面部分14が碎かれた廃棄煉瓦から作られるか、大理石または花崗岩のような異なる鉱物の混合物から作られることを特徴とする、請求項1に記載のプロセス。

#### 【請求項3】

前記プレス13へ挿入する前に、前記集塊層11が集塊層11と同時に重合されるメラミン材料のシート16または類似品で覆われるか、コーティングされたパネルを実現するように、前記集塊が接着剤として作用する用意されたプラスチック積層板で覆われる、請求項1から2のいずれか一項に記載のプロセス。

#### 【請求項4】

カット、粗面切石積み、または一般的に他の装飾を有するパネルを実現するため、前記集塊層11をプレス13の成形型によって圧力にさらすことを特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載のプロセス。

#### 【請求項5】

ベース部15に、適切な可撓性および遮音性をエレメントへ与えるのに適した強化フレーム、および/またはゴムまたは再生プラスチック材料の細粒が挿入されることを特徴とする、請求項2に記載のプロセス。

#### 【請求項6】

請求項1から5のいずれか一項に記載のプロセスによって実現されたパネル、タイル、または類似の物品であって、低比率の熱硬化性またはバイコンポーネント樹脂を混合されて加熱および加圧された少なくとも1つのテラコッタまたは他の鉱物の微粒または粉末集塊層11から構成され、前記集塊層11は均質であるか、表面部分14とベース部15を含み、表面部分14は碎かれた廃棄煉瓦から作られるか、大理石または花崗岩のような異なる鉱物の混合物から作られ、一方ベース部15はゴムまたは再生プラスチック材料の細粒を含んでいることを特徴とするパネル、タイル、または類似の物品。

#### 【請求項7】

異なる狭い溝切り、傾斜、または勾配連結部、または直線または丸い溝、または装飾パターン、または異なる形状のグリッドを実現するためプレス成形またはパントグラフ彫刻されるか、または湾曲面を覆うために全体の堅い層を除去するまで彫り込まれることを特徴とする、請求項6に記載のパネル、タイル、または類似の物品。

#### 【請求項8】

軽鉱物、たとえば軽石、パーライト、ケイ酸アルミニウム、または中空ガラスミクロスフェアの集塊と強化フレームから作られ、つり天井、家具、防火扉、または他の用途に使用されることを特徴とする、請求項6から7のいずれか一項に記載のパネル、タイル、または類似の物品。